教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について

平 成 2 6 年 9 月 8 日 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等·児童家庭局長 決

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合にお ける市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

その上で、施設・事業者による対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック(周知)、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催することとする。

2 構成

- (1)検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2)検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課の協力を得て、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室において処理する。

4 その他

- (1)検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が協議の上、定める。

<別紙>

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 名簿

伊澤 昭治 五反田保育園園長

小原 聖子 NPO 法人ゆったり一の代表理事

栗並 えみ 碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親

櫻井 やえ子 宮城県利府町子育て支援課長

鈴木 道子 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長

田中 哲郎 恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所客

員研究員

田中 信子 三鷹市子ども政策部子ども育成課保育園管理運営

担当課長

西尾 寿一 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長

前田 正子 甲南大学マネジメント創造学部教授

升田 純 中央大学法科大学院法務研究科教授

宮下 友美惠 静岡豊田幼稚園園長

山中 龍宏 緑園こどもクリニック院長

今後の検討課題について

1. 子ども・子育て会議で示された検討課題

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

○ 行政による取組に関する検討に当たっては、主な論点として、以下の事項が考えられる。

論点1:重大事故の情報の集約のあり方について、どう考えていくか

論点2:集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について、どう考えていくか

論点3:事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について、どう考えていくか

<論点及び主な検討項目等について>

論点	検討項目	検討例
論点1 重大事故の情報の集約のあり方につ いて	①集約(=行政への報告)の範囲	▶ 報告の対象となる施設・事業の範囲▶ 報告の対象となる重大事故の範囲▶ 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)
	②集約方法	→ 報告の集約先→ 報告様式
論点2 集約した情報の分析、フィードバック、 公表のあり方について	①その公表のあり方	▶ 公表することとした場合のルール、方法
	②分析・フィードバックのあり方	▶ 既に集約している情報を中心とするデータベース化▶ 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン
論点3 事故の発生・再発防止のための支 援、指導監督のあり方について	①事故の再発防止の事後的な検証の あり方	▶ 再発防止のために必要な事後的な検証のあり方

2. 各論点の検討の視点

※ 論点1並びに論点2①及び②イについては、当面の課題として検討。

論点1 : 重大事故の情報の集約のあり方について

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

- ①集約(=行政への報告)の範囲について
 - イ)報告の対象となる施設・事業の範囲

【現行の取扱い】

- ○現行の保育等の制度では、以下の施設・事業について、事故が発生した際、報告を求めている。
 - 保育所及び認可外保育施設
 - 放課後児童クラブ
 - ●ファミリー・サポート・センター事業

【検討例】

- ⇒運営基準において事故発生時の報告を求めている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者については対象となる。
- ⇒その上で、現行の取扱いを踏まえ、認可外保育施設をはじめ、どういった施設・事業を対象とすべきか。(長時間子どもを 預かる事業についても対象とするか)
- ⇒特に、対象児童のうち、死亡事故が多い0~2歳児を預かる施設·事業について、どう考えるか。

【検討の視点】

- ・ 現行で対象となっている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加え、就学前の子どもを預かる施設・事業(※) を対象とすることについて、どう考えるか。
 - ※ 認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業
- ・ なお、他の論点(報告の対象となる範囲、報告事項、集約の方法等)についても、これらの施設・事業のうち特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業及び一時預かり事業の取扱いを検討することとしてはどうか。

口)報告の対象となる重大事故の範囲

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

【現行の取扱い】

○現行の保育等の制度では、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等を対象としている。

【検討例】

⇒現行の取扱いを踏まえ、その範囲についてどう考えていくか。

【検討の視点】

・ 重大事故の再発防止を進めていく観点から、報告の対象となる事故の範囲について、どう考えるか。(資料3 p1参照)

ハ)報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

等

【現行の取扱い】

- ○現行の保育等の制度では、事故が発生した際、以下の情報等を記した上で、報告を求めている。
 - 事業者に関する情報(認可・認可外の別、施設名、所在地、設置者、入所児童数、保育従事者数、保育室等の面積等)
 - 被災児童に関する情報(児童年齢・性別、入所年月日、病状・死因等(既往症)、病院名等)
 - ●事故発生時の状況に関する情報(発生日時、発生時の体制、発生時の児童の様子、発生状況、発生後の対応等)

【検討例】

- ⇒現行の取扱いを踏まえ、その範囲についてどう考えていくか。
- ⇒特に、事故の検証との関係で、どのように考えるか。

【検討の視点】

・ 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。

イ)報告の集約先

【現行の取扱い】

- ○現行は、保育所において事故が発生した場合は市町村に対し、認可外保育施設において事故が発生した場合は都道府県・指定都市・中核市に対し、報告するよう求めている。
 - *放課後児童クラブ、ファミリー・サポ-ト・センター事業は市町村事業であることから、市町村から都道府県に対し、報告するよう求めている。
 - * 最終的には都道府県等から国に対して報告するよう求めている。

【検討例】

⇒子ども・子育て支援法に基づく確認制度(運営基準)は市町村が運営することから、事故が発生した際には、市町村に対して報告するよう求めているが、現行の取扱いとの関係、情報の効率的な集約等との関係を踏まえ、報告をどのようなルートでどこに集約するか。

口)報告様式

【現行の取扱い】

○現行は、上記①ハに掲げる事項を記載する報告様式を定めている。

【検討例】

⇒現行の取扱いを踏まえ、統一的な報告様式を定めることとするか。

【検討の視点】

- ・ 現行では、法令上の仕組みはないが、保育所から市町村(指定都市・中核市を除く。)になされた報告については都道府県を通じて、保育所から指定都市・中核市になされた報告及び認可外保育施設からなされた報告については報告のあった都道府県・指定都市・中核市から、国に集約されている。新制度においては、認可施設(※)は、法令(運営基準)上、市町村に報告することとなる(認可外保育施設については、法令上の仕組みはない)。これらを踏まえ、報告及び集約の方法についてどう考えるか。
 - ※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
- ・ 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴 的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等 の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。(論点1①ハの再掲)
- 事故が発生した場合は「速やかに」報告することとされているが、その後の状況の変化等にどのように対応するか。

論点2

:集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

①公表のあり方について

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

イ)公表に関するルール、方法

【現行の取扱い】

○現行の保育等の制度では、国においては、毎年、事故件数等を公表しており、個別事案については、情報公開制度に 則って対応している。地方自治体においても、事案に応じて個別に報道発表している。

【検討例】

- ⇒下記②のデータベース化とともに、検討することが必要ではないか。
- ②分析・フィードバックのあり方について
 - <u>イ)既に集約している情報を中心とするデータベース化</u>

【現行の取扱い】

○現行の保育等の制度では、日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースでは、保育所に関しては、死亡・障害の別・種類、性別、発生場所、発生状況等を公表している。

【検討例】

⇒論点1①イにおける対象となる施設・事業とも関連して、上記のデータベースに含まれていない施設・事業については、 データベース化や公表のあり方について検討することが必要ではないか。(上記イの公表に関するルール、方法とも関連)

【検討の視点】

- ・ 個別事案の公表については、重大事故の再発防止の観点と情報公開・個人情報保護の観点の双方を踏まえ、報告された 事項のうちどの項目を公表することが適当か。
- ・ 報告される情報の項目、個別事案の公表の取扱いのほか、日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベース の公表内容等を踏まえ、集約した情報のデータベース化について、どのような対応とすることが適当か、

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

ロ)事故の発生防止(予防)のためのガイドライン

【現行の取扱い】

○「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成25年1月18日付け事務連絡)において、事故が考えられる場所、環境整備、事故防止のために必要な配慮事項等について周知している。

【検討例】

⇒上記の配慮事項等をベースに、特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設等を通じたガイドラインの作成 等を検討することが必要ではないか。

【検討の視点】

・ 現行の事務連絡を踏まえ、どのような内容のガイドラインとすることが適当か。(資料3 p6参照)

論点3

:事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について

①事故の再発防止の事後的な検証のあり方について

子ども・子育て会議(平成26年6月30日)資料2 抜粋

【現行の取扱い】

○現行は、「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」(平成25年3月8日付け通知)により、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、市町村において再発防止のための検証を行うよう周知・依頼している。

【検討例】

⇒他の制度の動向も参考にしながら、検討することが必要ではないか。

(例)

運輸安全委員会、消費者安全調査委員会、医療事故調査・支援センター

(参考)

・児童虐待による死亡事例等に関しては、事故を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を 行うことを目的とする専門委員会が設置され、具体的な改善策が提言されている。

く当面の検討スケジュール(案)>

第1回(平成26年9月9日(火)13:30~)

- •これまでの取組の状況説明
- •検討課題の提示

第2回(平成26年10月)

・当面の検討課題(運営基準に基づく報告の範囲、様式、公表等の運用のあり方・データベースの構築)について検討

第3回(平成26年11月)

- ・当面の検討課題(運営基準に基づく報告の範囲、様式、公表等の運用のあり方・データベースの構築)について取りまとめ
- ⇒子ども・子育て会議へ報告

第4回以降(年明け以降)

- ・事故予防ガイドラインの検討
- 事後的な検証のあり方についての整理
 - ※子ども・子育て会議には、随時、各検討課題に関する検討結果 を報告